

能登半島地震を受けた原子力防災に関する質問

<原子力規制庁に対する質問>

1. 能登半島地震において、原子力災害対策指針の数々の欠陥が明らかになった。要請書（別紙）に掲載した表では原子力災害対策指針と現実に生じたことの乖離を示したものである。とりわけ、家屋が崩壊した状況下での屋内退避、通信手段が遮断された状態での現状把握や避難指示、道路が寸断された中での避難、避難途中での安定ヨウ素剤の配布などは、不可能である。これらについて原子力規制庁としての受け止めをおききたい。
2. 原子力規制庁、規制委員会では、今後、原子力災害対策指針の見直しを進めていくとのことであるが、何をどのように見直すのか。
3. 見直しにあたっては、今回、実際に生じた状況の検証を行うか。その場合、どのような検証作業を行うか。
4. いままでの原子力災害対策指針の策定・見直しにおいては、狭い範囲の検討に終始し、住民、市民の意見をきくことはなかった。今回も公聴会等、幅広い市民の意見をきくつもりはないのか。
5. 原子力災害対策指針は現実に即しておらず、原発事故から住民を守ることはできない。原発を動かすべきではないのではないのか。

<内閣府原子力防災に対する質問>

1. 能登半島地震において、各地の原子力防災の数々の欠陥が明らかになった。要請書（別紙）に掲載した表では原子力防災計画と現実に生じたことの乖離を示したものである。これらについて内閣府原子力防災としての受け止めをおききたい。
2. 内閣府原子力防災は、各地の原発の「緊急時対応」を策定・公表している。しかし、今回の能登半島地震を踏まえれば、その内容は非現実的で、住民を守れるとは思えない。内閣府原子力防災としては、今後どのように対応していくつもりか。
3. 原子力防災計画が住民を守れない以上、原発を動かすべきではないと考えるが、いかがか。

追加質問

現在の原子力災害対策指針等では、全面緊急事態（敷地境界の空間放射線量率で $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続等）になって、PAZは避難開始、UPZは屋内退避開始という理解でよいか